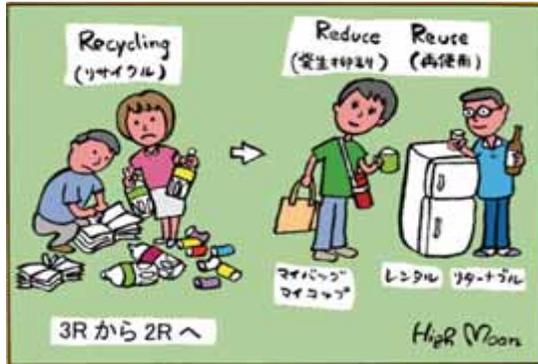


## 2Rを促進する署名運動に参加してください



2010年8月 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク

1

Q1 なぜ、いま、2Rを促進する署名をするのですか？

A1. リサイクルは進んでいますが、ごみ排出量が減らないので、「容器包装リサイクル法」を改正して、ごみ排出量を減らすために行います。

2



\* 一般廃棄物総排出量とは、生活系廃棄物 事業系一般廃棄物 集団回収、の総計です。

3

## ごみ・リサイクルの歴史

- 1970年 大阪万国博覧会
  - 日本の戦後の高度経済成長、ごみが急増
    - 焼却を中心としたごみ処理 東京ごみ戦争(1971年)
    - 1970年代: 2回のオイルショック トイレtpペーパーが店頭から消える
    - 新聞雑誌の集団回収・リサイクルが始まる
    - 埋め立て処分場のますますの逼迫
    - 70年代、先進自治体で缶、びんのリサイクル始まる。
  - 1980年代
    - 缶飲料が3倍増、自動販売機の急増 リユースびんの減少
    - 生産されるびん、リターナブル: ワンウェイの割合は、1973年 = 7 : 3、1985年 = 3 : 7、1992年 = 2 : 8
- 1980年代後半: 多くの自治体でリサイクル

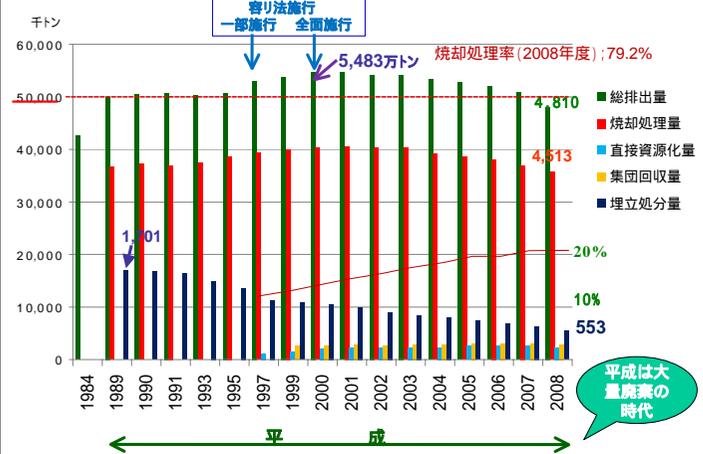
**リサイクル費用の増大**

4

- 1991年(平成3年): バブル崩壊、しかし、ごみは減らない
- 1990年代: プラスチック製造量倍増
- 1995年(平成7年): 容器包装リサイクル法が制定される。
- 1996年(平成8年): 小型PETボトルの解禁ペットボトル。  
生産量は、1995年には14万2110トンだったものが、2004年度には51万3712トンと、9年で約4倍に増加した。
- 1997年(平成9年): 容器包装リサイクル法、一部施行(対象:びん、PETボトル)
- 1998年(平成10年): 環境ホルモン、ダイオキシン問題
- 2000年(平成12年): 容器包装リサイクル法の完全施行(その他プラスチック、その他紙)
- 2001年(平成13年): 循環型社会形成推進基本法が施行
- 2001年(平成13年): 家電リサイクル法施行
- 2001年(平成13年): 食品リサイクル法施行
- 2002年(平成14年): 自動車リサイクル法が施行
- 2008年(平成20年)秋: リーマン・ショック = 世界同時不況

5

### ごみ総排出量・焼却処理量・最終処分量・リサイクル回収量/率



6

### 総資源化量とリサイクル率の推移

環境省一般廃棄物処理事業実態調査(平成20年度)より

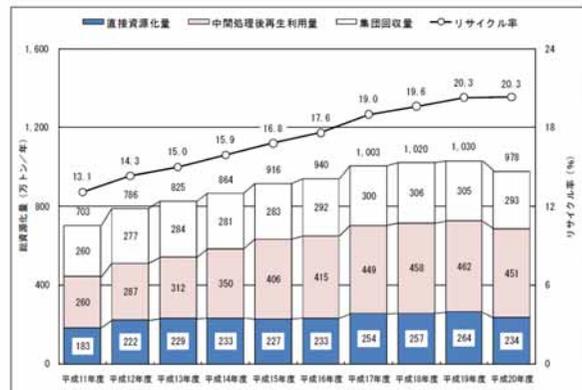


図-7 総資源化量とリサイクル率の推移  
\* 中間処理後再生利用: 燃えないゴミから資源物を抜いたり、焼却灰のリサイクル資源化した量

7

### ごみ処理事業経費の推移

環境省一般廃棄物処理事業実態調査(平成20年度)より

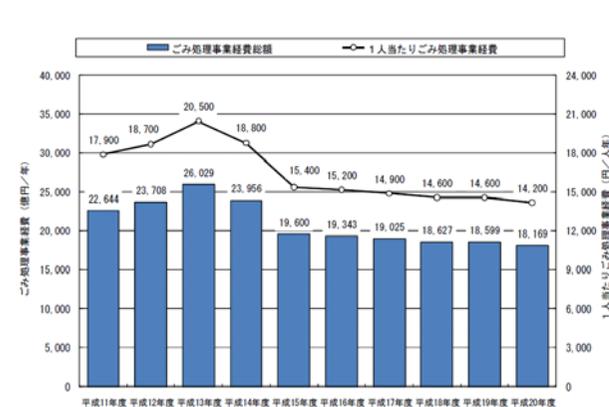


図-28 ごみ処理事業経費の推移

8

## Q2. 容器包装リサイクル法って どんな法律ですか？

A2. 家庭ごみの6割(容積)を占める容器包装のリサイクルを促すため、1995年に制定された法律です。

9

## 容器包装リサイクル法とは



環境省ホームページより

10

## 容器包装リサイクル法の沿革

- 1995年(平成7年) 制定
- 1997年(平成9年) 一部施行(びん、缶、ペットボトルなど)
- 2000年(平成12年) 完全施行(紙製容器包装、プラスチック製容器包装)
- 2006年(平成18年) 6月、改正容器包装リサイクル法成立
- 同年 12月改正容器包装リサイクル法 一部施行(罰則強化、基本方針改正など)
- 2007年(平成19年) 4月改正容器包装リサイクル法 本施行(容器包装廃棄物の排出抑制など)
- 2008年(平成20年) 4月改正容器包装リサイクル法 完全施行(事業者から市町村に資金を拠出する仕組みなど)

11

## 循環型社会形成推進基本法

平成13年(2001年)1月施行(平成12年6月公布)

- 循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定された法律
- 特に、事業者・国民の「**排出者責任**」明確化
- 生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「**拡大生産者責任**」の一般原則を確立しています。
- 循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。
- この法律では処理の**優先順位が初めて法定化**され、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分という優先順位となっています。

出展：経済産業省HPより [http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/01/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/01/index.html)

12

## 循環型社会形成のための法制度

### 基本法

循環型社会  
形成推進基  
本法 (2001年  
施行)

### 個別リサイクル法

容器包装リサイクル法 (1995年制定、2000年完全  
施行、2006年改正)

家電リサイクル法 (2001年施行、2009年改正)

食品リサイクル法 (2001年施行、2007年改正)

建設リサイクル法 (2002年施行)

自動車リサイクル法 (2002年制定、2005年1月施行)

\*容器包装リサイクル法だけが、税金を使っている。

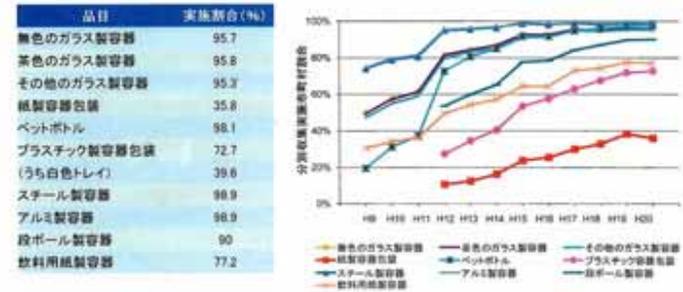
\*容リ法以外は、物理的責任においても、事業者が責任を負っている。

13

## 市町村における分別収集の取組状況

多くの品目で高い分別収集実施割合。紙製容器包装、プラスチック製容器包装については、他の品目に比べ実施割合が低い。

全市町村に対する分別収集実施市町村の割合と推移 (平成20年度)



(環境省審議会資料より)

14

## Q3. 容器包装リサイクル法 何が問題なのですか？

A3. 税金でリサイクル(収集・選別)していることが、大きな問題点です。

15

## 容器別 (500ml本当り)、自治体のリサイクル費用は？

—びん再使用ネットワーク実施の廃棄物会計調査2002事業会計年度より

自治体のリサイクル費用は	リユースの費用は全額事業者	0.05円	0.6円	スチール缶、アルミ缶とも=0円	1.4円
ビナーノびん	PET 26g	ガラスびん 195g	アルミ缶 15g	スチール缶 43g	マヨネーズ 18g
10.5円	4.5円	10.5円	10.9円	4.3円	1.9円

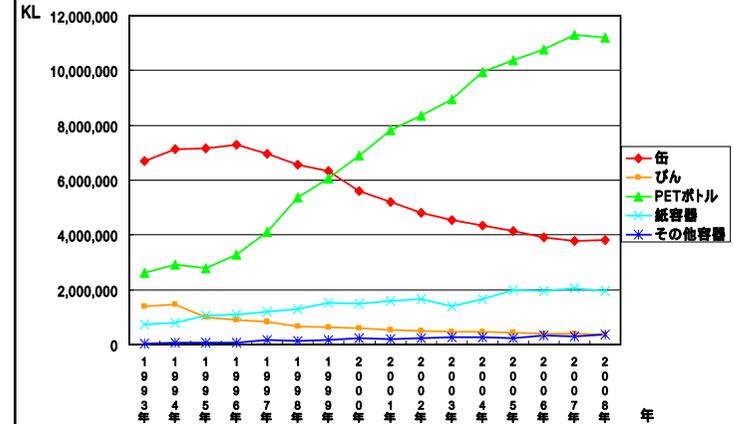
PET 26g、ガラスびん195g、アルミ缶15g、スチール缶43g、マヨネーズ18g

16

### 容器包装リサイクルの自治体費用

- 家庭から出る廃棄物のうち、容量で61%、重量で22%が容器包装(平成17年度)
- 全国市町村が容器包装ゴミの分別収集、保管に支出した経費の総額は2003年度**3,056億円**(収集部門1,714億円、選別、保管部門1,342億円)(2005年3月環境省発表)
- しかし、埋め立て処分や、焼却が減り、それらの費用を差し引くと300億程度の負担、という試算もある。
- 品目別に見ると、スチール缶691億円、ビン586億円、ペットボトル528億円です。(2005年3月環境省発表)

### 急増したペットボトル (全清飲HPより)



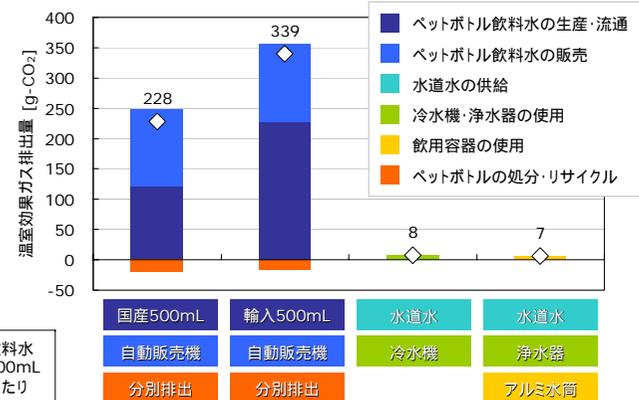
### PETボトルの市町村分別収集実績量、落札単価

自治体の56.4%が容リ協へ(容リ協HP)



### 飲料水利用のライフサイクル評価

(「東京大学・平尾研究室による試算結果」)



## 海外の市役所や公共施設での

### ペットボトル禁止例

米・ロサンゼルス、サンフランシスコ等60市。  
英は省庁での調達禁止。  
豪・バンダヌーン市は、条例で自治体内での  
販売禁止。

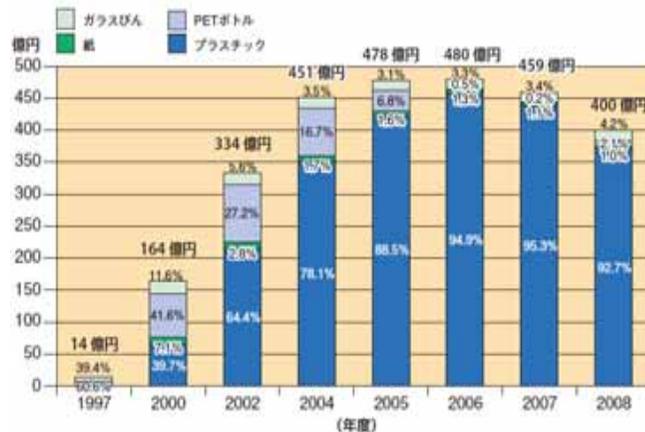
21

## 容リ法施行後の問題点

- ・容器包装リサイクル法により、国(厚生労働省)の意向に反して、1996年に事業者の「**小型PETボトル自粛**」の**解禁**が始まり、その後、更に拍車がかかった！
- ・容器包装を選ぶ事業者に、「**環境配慮設計義務**」がほとんど働かないので、リサイクルに向かない「**マルチパック**」や有害物質を拡散する「**鉛入レジ袋**」が、登場してしまった。
- ・さらに、ずいぶん前から、リサイクル困難物とされている「**塩化ビニル製**」が、**未だに無くならないのは、制度の欠陥**といえるのではないか。

22

## 再商品化費用の推移 (容器包装リサイクル協会HPより)



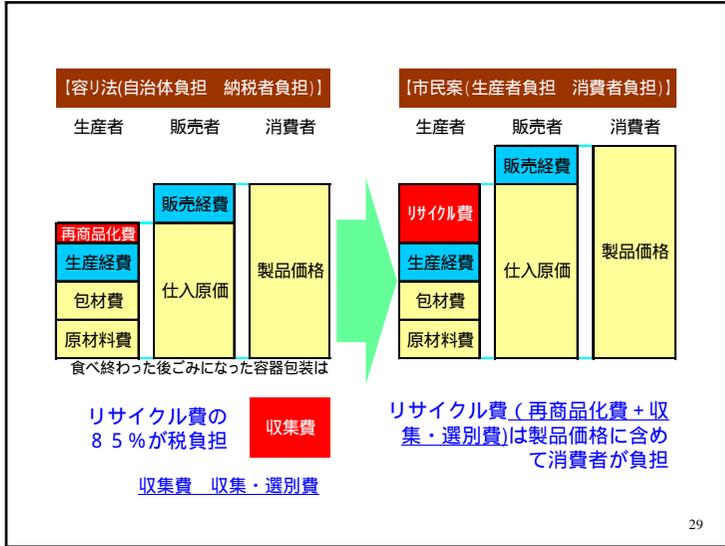
23

## 税金でリサイクルすることの問題点

- ・自治体が税金で、リサイクルで最もお金のかかる収集・選別保管をすることになっているので、リサイクルは進んでも、容器包装を選ぶ事業者、「**ごみの排出量自体減らそう**」と働きかける**効果が弱い**。
- ・リサイクル費用の多くが税負担のため、容器包装ごみをあまり出さない消費者が、たくさんの容器包装をリサイクルに出す消費者の分も負担する、**不公平な制度**となっている。

24





## Q5.リサイクル費を、 すべて商品価格に含めると どうなるのですか？

A5.容器包装の環境配慮設計が進み、リサイクル容器とリユース容器の費用負担が公平になります。

商品価格に含めることを「拡大生産者責任」と呼びます。

### 拡大生産者責任とは

Extended Producer Responsibility, (EPR)

- 経済協力開発機構(OECD)が提唱した概念
- OECDでは1994年(平成6年)から、環境対策の政策ツールの一つとして拡大生産者責任の検討を開始し、2001年(平成13年)には、その成果としてOECD加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルが策定され、公表されています。

### 拡大生産者責任ガイダンス・マニュアル

#### (1)定義

「製品に対する生産者の物理的および(もしくは)経済的責任が製品ライフサイクルの**使用後の段階にまで拡大**される環境政策上の手法」

この政策には次の特徴がある。

- (a)地方自治体から生産者に責任を移転する。
- (b)生産者が製品設計において環境に対する配慮を取込む。

#### (2)主な効果

廃棄物管理のための費用および(または)物理的責任を**地方自治体および一般納税者から生産者へ移転**することにより、製品の素材選択や設計について、**上流側の変化を促す**。また、生産者に対し、製品に起因する外部環境コストを内部化するように適切なシグナルを送ることができる。

(出典:OECD「拡大生産者責任政府向けガイダンスマニュアル(平成13年)」より(財)クリーン・ジャパン・センター作成)

## Q6.その他には、どのように2Rを促進するのですか？

### A6.容器包装リサイクル法に、以下の制度を盛り込みます。

CO<sub>2</sub>排出量の大幅削減に相当するような、「ごみ排出量の削減目標の強化」。

レジ袋など「使い捨て容器の無料配布の禁止」。

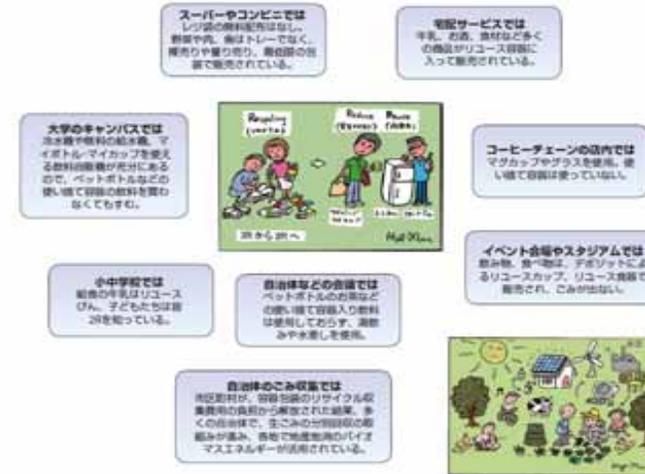
経済的な優遇措置による「リユース容器の普及」。

容器包装と同じようにリサイクルできる「分別収集袋やクリーニング袋等の対象品目化」。

さらに「製品プラスチックのリサイクルを進める」法制度の制定を求め、その回収リサイクル費用の製品価格への内部化を求めます。

33

## 私たちがめざす3R社会



貴方の、まちでは、どう？

## 自治体の3Rチェックをしてみましょう

そして

実施していない項目があったら、各自治体議会への「意見書採択の請願」に実施していない項目を加えて、請願しましょう！

35

## 自治体の3Rチェックの項目

1. 発生抑制を促進するための、ごみ減量等の自治体の数値目標はありますか？
2. レジ袋の有料化を促すための、自治体の支援策がありますか？
3. 学校牛乳はリユースびんですか？
4. 自治体の会議等で、ペットボトルに入ったお茶や水が使われていませんか？
5. 公共施設には、冷水機や給湯室がありますか？
6. イベントでリユース食器を使用するように促す支援策がありますか？
7. プラスチック製容器包装は、分別収集されていますか？
8. スーパーの店頭回収を支援するしくみがありますか？
9. 分別収集の費用は、容器包装の品目別に公開されていますか？（廃棄会計実施されていますか？）

36

署名運動に、ご参加ください。

署名用紙は、9月下旬から、ホームページよりダウンロードしてください。

国会への請願署名は、

- 一枚の紙です。提出時に、衆議院議長宛と参議院議長宛に振り分けます。
- 提出は紹介議員が必要です。紹介議員を探して提出してもらいましょう。
- 紹介議員が見つからないければ、全国ネットに送付ください。
- 署名活動の詳しい説明は、ホームページをご覧ください。

37

自治体へのアプローチは

1. 意見書採択のための請願署名をしてください。署名用紙は、全国ネットのホームページからダウンロードしてください。
2. 自治体の3Rチェックをしてみて、できていない項目を、上記の請願項目に追加しましょう。
3. 「リサイクル費用を商品価格へ含むこと」について、賛同いただけるよう市長にお願いしてください。OKなら、ホームページ等に掲載させていただきますので、全国ネットにご連絡ください。

38



ご清聴ありがとうございました。

39